◇動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（法律第七九号）（環境省）

1　目的等の改正

(一)　目的規定に、動物の遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持等、生活環境の保全上の支障の防止並びに人と動物の共生する社会の実現を追加することとした。（第一条関係）

(二)　基本原則に、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理等を行わなければならないことを追加することとした。（第二条関係）

(三)　動物愛護管理推進計画に定める事項として、災害時における施策を追加することとした。（第六条関係）

(四)　地方公共団体の措置として、条例で定めるところにより、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることができることを明記することとした。（第九条関係）

2　第一種動物取扱業者

(一)　改正前の動物取扱業を第一種動物取扱業とすることとした。（第一〇条第一項関係）

(二)　第一種動物取扱業のうち犬猫等販売業を営もうとする場合には、その申請書に、次の事項を併せて記載しなければならないこととした。（第一〇条第三項関係）

(1)　販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

(2)　販売の用に供する幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い等に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

(三)　第一種動物取扱業の登録の拒否事由及び取消事由として、関連する他法令違反を追加することとした。（第一二条及び第一九条関係）

(四)　第一種動物取扱業者は、感染性の疾病の予防のための措置及び動物を取り扱うことが困難になった場合における適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一一条の二及び第二一条の三関係）

(五)　第一種動物取扱業者のうち犬、猫等の販売を業として営む者は、購入者に対し、当該動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面等を用いて適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供しなければならないこととした。（第一一条の四関係）

(六)　犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画に従って業務を行い、また、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならないこととした。（第一二条の二及び第二二条の三関係）

(七)　販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う犬猫等販売業者は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後五六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないこととした。（第一二条の五関係）

(八)　犬猫等販売業者は、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至った日、その販売した日等を帳簿に記載し、これを保存し、及び一定期間ごとに所有していた犬猫等の種類ごとの数等について、都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第一二条の六第一項及び第二項関係）

(九)　都道府県知事は、必要があると認めるときは、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書等を提出すべきことを命ずることができることとした。（第一二条の六第三項関係）

3　第二種動物取扱業者

(一)　一定の飼養施設を設置して動物の取扱業を行おうとする者（第一種動物取扱業の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が一定数に満たない者を除く。）は、５の都道府県等が犬又は猫の引取り等を行う場合等を除き、飼養施設の所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第二四条の二関係）

(二)　変更の届出、動物の管理の方法等に関する基準の遵守義務、勧告及び命令等に関する所要の規定を設けることとした。（第二四条の三及び第二四条の四関係）

4　特定動物

特定動物の飼養又は保管の許可の申請書の記載事項に、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項を追加することとした。（第二六条関係）

5　犬及び猫の引取り

(一)　都道府県等が、終生飼養の責務の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができることとした。（第三五条第一項関係）

(二)　都道府県知事等は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還及び飼養を希望する者への譲渡に努めることとした。（第三五条第四項関係）

6　動物愛護推進員

動物愛護推進員の活動として、災害時において国又は都道府県等が行う施策への必要な協力を追加することとした。（第三八条関係）

7　罰則

(一)　愛護動物の殺傷、虐待、無登録動物取扱等に対する罰則を強化することとした。（第四四条及び第四六条関係）

(二)　無許可特定動物飼養等の違法行為をしたときは、法人重課を行うこととした。（第四八条関係）

8　施行期日

この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇大都市地域における特別区の設置に関する法律（法律第八〇号）（総務省）

1　目的（第一条関係）

この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とすることとした。

2　定義（第二条関係）

(一)　この法律において「関係市町村」とは、人口二〇〇万以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村（当該市町村が指定都市である場合にあっては、当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内のものを含む。）であって、その総人口が二〇〇万以上のものをいうこととした。

(二)　この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいうこととした。

(三)　この法律（12を除く。）において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいうこととした。

3　道府県の区域内における特別区の設置の特例（第三条関係）

地方自治法第二八一条第一項の規定にかかわらず、総務大臣は、この法律の定めるところにより、道府県の区域内において、特別区の設置を行うことができることとした。

4　特別区設置協議会の設置（第四条関係）

(一)　特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二五二条の二第一項の規定により、特別区の設置に関する協定書（以下「特別区設置協定書」という。）の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別区設置協議会」という。）を置くものとすることとした。

(二)　特別区設置協議会の会長及び委員は、地方自治法第二五二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任することとした。

5　特別区設置協定書の作成（第五条関係）

(一)　特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとすることとした。

(1)　特別区の設置の日

(2)　特別区の名称及び区域

(3)　特別区の設置に伴う財産処分に関する事項

(4)　特別区の議会の議員の定数

(5)　特別区とこれを包括する道府県の事務の分担に関する事項

(6)　特別区とこれを包括する道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項

(7)　関係市町村及び関係道府県の職員の移管に関する事項

(8)　(1)から(7)までのほか、特別区の設置に関し必要な事項